

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

岐阜国民年金 事案 646 (事案 516 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月まで

自分の経営する陶器工場が都市計画道路建設に伴い移転となった。立ち退きに当たり市役所から保証金を出すためには、税金等の滞納があったら移転補償金を支払えないと言われ、昭和 54 年ごろ、国民年金保険料を含む滞納金をすべて支払った。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。市の課長も立会いの下、未納保険料を一括納付したと思っていたが、当初の判断後、市の課長ではなく、区画整理課長が立会人であることを思い出したので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の供述する保険料納付時の立会人(市の課長)が、申立期間は在籍していない期間であり、申立人自身も納付の記憶が曖昧であることとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら当初の決定後に申立人は、A 市役所の B 氏が区画整理課長をしていた時に、移転補償金の話があり、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べており、同市役所へ照会したところ、昭和 54 年ごろ区画整理課長として B 氏が在籍していたことが確認できたことから、申立人の主張に不自然さは無く、基本的に信用できる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和 54 年ごろは、第 3 回目の特例納付の実施期間中(昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施)であるため、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付することは可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から43年8月まで
② 昭和53年4月から同年8月まで

A社を退職した直後の昭和41年4月から43年8月までの間は、収入が少なかったため、申請免除の手続をした。52年ごろ、町内の回覧板で追納できることを知ったが、10年経過していたため追納できなかった。また、B社を退職した53年4月ごろ、国民年金に加入し納付をした。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月ごろに払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①については、制度上さかのぼって申請免除の手続はできない。

さらに、申立人は昭和52年ごろ、町内の回覧板で追納できることを知り、申立期間①について国民年金保険料を納付しようとしたところ、10年経過していたため追納できなかったと述べているが、その時点で申立期間①の一部については追納可能であることから、申立内容が不自然である。

加えて、申立人自身から聴取しても、申請免除の手続方法及びその時期についての記憶が曖昧であるため、国民年金の免除状況等が不明である。

一方、申立期間②については、申立人が厚生年金保険の資格を喪失していた期間であるが、申立人は、前後の同様の期間について国民年金への切替手続を行っている上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付が可能だった昭和49年3月以降の保険料は、申立期間②を除きすべて納付していることから、申立期間②が未加入期間となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 53 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から同年9月まで
昭和56年分給与所得の源泉徴収票に、私の国民年金保険料を控除した金額が記載されており、申立期間の国民年金保険料は金融機関で納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和54年1月に国民年金に任意加入しており、申立期間を除き第3号被保険者制度が始まる前の61年3月までの国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲は高かったものと考えられ、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人から提出された昭和56年分給与所得の源泉徴収票に記載されている国民年金保険料の支払額は、当時の保険料額と一致していることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張は信憑^{びよう}性が高いと考えられ、その内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（4万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、昭和45年12月から46年3月までの期間の標準報酬月額に係る記録を4万5,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、昭和45年12月から46年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年4月8日から39年9月30日まで
② 昭和45年12月1日から46年4月1日まで

申立期間①の脱退手当金について、私は昭和39年9月30日に退職して同年10月*日に結婚式を挙げており、その間に預金は解約している。同年12月7日に支給済みとのことだが、私は口座を持っておらず、同年12月には自動車学校に通っていた。そのころの記憶は鮮明に覚えているつもりである。私は全く受け取っていないので、脱退手当金支給記録を取り消し、厚生年金保険として支給してほしい。

また、申立期間①について、昭和33年4月、取得時の標準報酬月額の記録は3,000円になっているが、A社（現在は、B社）の初任給は7,500円と記憶している。当該事業所の昇給は毎年8月と12月末の給料支払日に決まって行われており、従業員個々の仕事内容が作業日誌を基に検討され昇給が決められていた。私の年金記録を見ると、保険料変更月が全く合っていない。給料の昇給も私は年2回必ず上クラスで上げてもらっていた。資格取得年月日と喪失年月日に問題は無いが、初任給を始めすべての内容が記憶と一致しないので、厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額について記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間②について、標準報酬月額の保険料変更月が昭和46年4月1日になっているが、C社の昇給月は12月で、45年12月から報酬月額は4万5,000円となっているため、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、昭和46年1月から同年3月までは4万5,000円とし、当該源泉徴収簿において確認できる報酬月額から45年12月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①の脱退手当金について、申立人のA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年12月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該期間後に再取得した厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間①の標準報酬月額の変動について、申立人が勤務していた当該事業所は、「当時の資料は無く、申立てどおりの保険料を控除していたかは不明」と回答している。

さらに、当該期間における厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票、オンライン記録の標準報酬月額等の記録に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、申立人は当該期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年10月から13年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（44万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から15年11月15日まで
社会保険庁の記録では、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い金額にされている。申立期間に係る給料支払明細書の一部を所持しているので、確認の上、標準報酬月額を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年10月から13年6月までは44万円と記録されていたが、11年10月から13年6月までの期間について、同年6月8日付けで、さかのぼって標準報酬月額を9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、11年5月から13年6月までの期間において、同社の代表取締役及び取締役についても標準報酬月額が同年6月8日にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所における滞納処分票によれば、平成13年6月8日において、代表者が社会保険事務所に出席し、社会保険事務所は同年6月から15年7月まで各月末日を支払期日とする小切手を受託した旨の記載があり、14年7月26日においては代表者の妻が社会保険事務所に出席し、同年7月末から15年7月末までの受託証券^{そきゅう}について過誤納となるため全額組戻しを行っている記載があるが、これは上記^{そきゅう}遡及変更処理により納付不要となった保険料について過誤納が生じたためであると推定される。

さらに、当該訂正処理について、元事業主の妻は、「社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の担当者の指示により、標準報酬月額を訂正する届

出を行った」と回答しているところ、同僚は、「自分の標準報酬月額も下げられている」と証言している。

なお、申立期間当時、申立人は取締役であったが、主に電気工事の業務に従事し、経営関与や会議などへの出席も無かったとしているところ、同僚は、「申立人は電気工事の労働者であった」と回答していることから、当該訂正処理について、権限を有していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成13年6月8日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の11年10月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である44万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から15年10月までの期間について、上記^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）において、9万8,000円と記録されているところ、当該処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。また、申立人の所持する13年10月から同年12月までの期間、14年6月及び15年4月に係る給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致している上、「平成14年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額は、14年6月の給料支払明細書において確認できる健康保険料、厚生年金保険料控除金額の1年分と同額となっており、「平成15年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額は、15年4月の給料支払明細書において確認できる健康保険料、厚生年金保険料控除額の11か月分とほぼ同額となっていることが認められることから、13年10月から15年10月までの期間については、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

申立期間は大学生だった。平成3年3月ごろ、2年間さかのぼって納付ができる案内と納付金額が記載された文書が届いた。すぐに、役場の支所で母親が保険料を納付した。申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が加入手続をした後、郵送で年金手帳を受け取ったと述べており、申立人が所持する年金手帳に、初めて国民年金の被保険者となった日は平成3年4月1日と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、学生が強制適用となった同日以降に行われたものと推定できる。

また、申立期間中別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の主張する時期に国民年金の加入手続が行われたと仮定してみても、平成3年3月以前について学生は任意加入であり、さかのぼって加入すること、及び国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親の納付状況に係る記憶も明確でないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から52年8月まで

昭和44年に夫が会社を辞めて、A市で自営業を始めた。仕事を始めた2か月後ぐらいに、私の母親から国民年金の加入の話があり、その1か月後ぐらいに母親と一緒に同市役所で手続をして、納期限ごとに納付していた。B市に転居した時に、いろいろと手続した記憶があり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月ごろにB市で払い出されており、申立期間当時居住していたA市で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、国民年金の加入を勧めた申立人の母親も既に亡くなっていることから、証言を得ることもできない。

さらに、申立期間は約8年と長期間である上、申立人は、国民年金保険料の納付方法についての記憶が曖昧であり、供述内容が変遷しているため、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。